北九州市子ども家庭局

家庭保育を実施した際の保育料の減額について(令和2年6月以降)

新型コロナウイルス感染症に関し、児童同士の適切な距離(ソーシャルディスタンス)を確保するため、できる範囲での家庭保育へのご協力を依頼させていただいたところです。つきましては、令和2年6月以降において、家庭保育にご協力いただいた場合の保育料減額の取扱いについてお知らせします。

1 減額の対象者

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業)を利用する0~2歳児クラスの児童 ※ただし、保育料が0円の児童は対象外です。

2 減額の対象日

家庭保育を行うとして事前に施設へ申し出をした上で、欠席した日

- ※保護者の皆様の勤務状況等(保育が必要な日)について、施設から事前 確認させていただきますので、その際申し出をされてください。
- ※原則として、家庭保育を行うとして事前に申し出があった日以外の欠席 は対象外です。

3 計算方法

家庭保育を実施した日数に応じて日割り計算をします。

※減額前の月額保育料を一旦お支払いいただき、別途差額分を還付します。

4 実施期間

令和2年6月1日から当面の間 (取扱いを変更する場合は、改めてご案内します。)

【お問い合わせ先】

○保育料の減額に関すること

幼稚園・こども園課 582-2550

○家庭保育の協力依頼に関すること

保育課 582-2412